

被扶養者の収入の確認をお願いします！

共済組合では、組合員はもちろん、掛金負担のない被扶養者にも様々な給付を行っています。そのため被扶養者は親族関係(続柄)と扶養状況(被扶養者の収入状況)について一定の要件を満たしていることが定められており、特に収入がある被扶養者は、年間収入が130万円以上(障害年金や60歳以上で公的年金を受給している場合は180万円以上)あると、被扶養者として資格を継続することはできません。

！収入確認のポイントをまとめましたので参考にして確認をお願いします。

収入確認のポイント

ポイント1

パート・アルバイト等給与収入のある方は、年初めに源泉徴収票で前年の収入確認をし、併せて給与明細で限度月額(下記参照)を超えていないか確認しましょう！

ポイント2

確定申告をしている方は、年収が130万円を超えていないか確認しましょう！
また、申告書類の保管をお願いします。

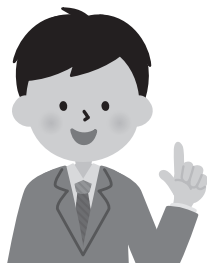
ポイント3

年金を受給されている方は、年金額の改定通知書を受け取ったときには年金額が、限度額以内であるかの確認をしましょう！

ポイント4

失業給付等を受けている方は、日額3,612円を超えていないか確認しましょう！
超えている場合、年額130万円以上の収入があるとみなすため扶養取消しとなります。

遡及取消しの防止にご協力をお願いします！



給与収入がある場合は、原則として認定限度月額108,334円(60歳以上の公的年金受給者及び障害を支給事由とする公的年金受給者である場合は1ヵ月の年金と給与を合わせ月額15万円)以内の収入になるよう勤務いただくことが前提ですので、連続で3月以上認定限度月額を超えた場合、超えた月の初日に遡り取消しとなります。遡って扶養認定の取消しをすると、扶養手当や医療費等の返還が伴い負担が大きくなるため避けたいものです。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306